

令和8年度大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付事業の利用案内

大阪市では、就労等によりご家庭でお子さんの保育ができずに**企業主導型保育事業**を利用する保護者が支払う利用者負担額（保育料）を給付する「**大阪市企業主導型保育事業利用者負担額事業**」（以下「本事業」という。）を新たに実施します。本事業による給付（以下「本給付」という。）の**対象は令和8年9月分以降の保育料ですが、本給付を希望される場合は、事前に本事業上の認定（以下「本認定」という。）を受ける必要がありますので、この『利用案内』をご確認の上、本認定をご申請ください。**

注意：企業主導型保育事業を実施する施設（以下「企保施設」という。）の利用には、「**子どものための教育・保育給付認定**」（以下「保育認定」という。）が必要な場合がありますが、この『利用案内』は保育認定の申請を案内するものではありません。

- ・ 企保施設の利用に際して保育認定の申請が必要かどうかは、各企保施設にご確認ください。
- ・ 保育認定の申請が必要となる方は、本認定の申請とは別に、保育認定の申請を行ってください。
- ・ 保育認定の申請先は、お住まいの区の保健福祉センター（区役所保育担当）です。

1 本認定の対象者

次の**すべての要件に当てはまる**保護者が本認定の対象です。

- 大阪市内に住所を有している市町村民税課税世帯であること
- 保育の必要性（保護者の就労や疾病等により家庭で保育を受けることができない）があること
- 企業主導型保育事業を利用する子どもが2歳児以下（出生：令和5年4月2日～）であること
- その子どもが保育所、認定こども園、地域型保育事業又は幼稚園を同時に利用していないこと

なお、すべての世帯の3～5歳児、市町村民税非課税世帯の0～2歳児が企業主導型保育事業を利用する場合は、国の制度において利用者負担額（保育料）が無償であるため、本認定を受ける必要はありません。国の制度における手続きについては、利用先の企保施設にご確認ください。

2 本給付の内容

本認定の有効期間中に企業主導型保育事業を利用し、利用者負担額（保育料）を支払った場合に、国が定める基準に沿って大阪市が定める次の上限額の範囲内で保育料相当額を給付します。

0歳児

月額 37,100 円

1歳児・2歳児

月額 37,000 円

3 本認定の申請方法

本給付を受けるには、先に本認定を受ける必要がありますので、**事前に本認定の申請をしていただく必要があります**。令和8年9月1日までに利用を開始された方でも、同月2日以降に本認定を申請された場合、**本認定の認定開始日は申請受付日より前には遡れませんので、ご注意ください**。

なお、申請にあたっては、大阪市行政オンラインシステムをご利用ください。

[大阪市行政オンラインシステムでの申請方法]

大阪市のホームページ（次のURL又は右のQRコード）をご確認ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000683023.html>

- ・ 同システムの申請用ページは、**令和8年8月1日（土）から公開予定**です。
- ・ 利用者登録が未登録の方は、同システムのホーム画面から「新規登録」が必要です。
- ・ 本市からは原則、本認定の申請の際に登録されたメールアドレスあて連絡します。



4 受付期間

令和8年8月1日（土）午前9時00分から大阪市行政オンラインシステムで受け付けます

＜注意＞本認定の有効期間の開始日（認定開始日）について

- ▷ 認定開始日は、申請受付日より前に遡ることはできませんので、認定開始日として希望する日までに必ず申請していただきますようご留意ください。
- ▷ 申請が集中する時期は、申請に対する審査結果の通知まで1か月以上要する場合がありますので、ご了承ください。

5 本認定の申請に当たって（必要な書類等）

申請は大阪市行政オンラインシステムで受け付けますので、同システムの申請フォームにおいて入力画面の表示に沿って必要事項を入力してください。保育の必要性を証明する書類をデータや画像で添付する必要がありますので、必要書類を事前にご準備いただき、添付可能な状態にしておく必要があります。主な必要書類は次のとおりですが、これらも含め、各書類の様式は、大阪市ホームページ（参照：P1のQRコード等）からダウンロードしてください。

(1) 保育の必要性を証明する書類

保育が必要な事由により、提出書類が異なります。詳細は大阪市ホームページをご確認ください。

(2) 子ども又は世帯の状況に応じて必要な書類

① ひとり親世帯

ひとり親世帯の場合は、児童扶養手当証書、ひとり親医療証又は保護者の戸籍全部事項証明書等、ひとり親であることが確認できる書類※の提出が必要です。

※ 原則、上記の書類のいずれかによりひとり親世帯の確認をしますが、離婚調停中かつ別居中の場合は、事件係属証明書をもってひとり親世帯と取り扱うことがあります。

② 大阪市外から転居してきた場合

子どもと同一世帯の保護者等が令和8年1月1日時点で大阪市外に在住していた場合（大阪市において市民税が課税されていない場合）は、その方の令和8年度課税証明書（個人市町村民税）の提出が必要です。

上記のとおり添付書類はデータ又は画像でのご提出となりますが、内容によっては、原本の提出を求める場合があります。提出を求められた場合に備え、原本は適正に保管してください。

なお、本認定の申請日時時点で、認定開始希望日において有効な保育認定を受けている場合は、添付書類を省略できる場合があります。保護者によるお申出が前提となりますが、詳細については、大阪市ホームページにてご確認ください。

また、大阪市行政オンラインシステムによる申請が困難な事情のある方は、P4の「9 お問合せ先」までご相談ください。

6 本認定の申請に係る留意事項

(1) 本認定を受けるための要件の詳細

本認定を受けるための要件のうち、「大阪市内に住所を有している市町村民税課税世帯であること」等の詳細は次のとおりです。

① 大阪市内に住所を有している市町村民税課税世帯（生活保護世帯を除く）であること

「市町村民税課税世帯」とは、子どもと同一世帯の者（単身赴任者を含む。）のいずれかが市町村民税を課されている世帯をいいます。本認定上の判定基準は次の表のとおりです。

【市町村民税課税世帯に係る本認定上の判定基準】（令和9年度の利用については参考）

利用 期間	令和8年度	令和9年度	
	9月～翌年3月	4月～8月	9月～翌年3月
判定 基準	令和8年度の市町村民税額で判定 （令和7年1～12月の所得金額が対象）		令和9年度の市町村民税額で判定 （令和8年1～12月の所得金額が対象）

② 保育の必要性（子どもが家庭で保育を受けることができない事由）があること

「保育の必要性がある」と認められるのは、保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当し、家庭において子どもを保育することが困難な場合です。

ア	1か月に48時間以上労働することを常態としている場合
イ	妊娠中であるか又は出産後間がない場合（産前産後8週間（多胎妊娠は産前14週間）以内）
ウ	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有している場合
エ	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合
オ	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
カ	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合
キ	就学している場合
ク	その他、ア～キの場合に類する場合として認められる場合

(2) 本給付の対象となる企業主導型保育事業

本給付の対象となるのは、企業主導型保育事業のうち、国の定める指導監督基準を満たす旨の有効な証明書の交付を受けている企業主導型保育事業（特定企業主導型保育施設）に限られます。

※ 大阪市内の企保施設については、本事業の対象であるかは、大阪市ホームページ（参照：P1のQRコード等）でご確認できます。大阪市外の場合は、その企保施設にご確認ください。

(3) 大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付事業実施要綱の遵守

本認定を受けるには、本事業の実施内容を定める「大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付事業実施要綱」（以下「要綱」という。）の内容を理解し、遵守していただく必要があります。本認定の申請時にもこの点を確認しますが、この要綱は大阪市ホームページ（参照：P1のQRコード等）で公表していますので、ご確認ください。なお、本認定を受けた後も要綱の遵守をお願いします。

7 本認定を受けてから

本認定を受けた場合、本認定に係る通知書を送付しますので、内容をご確認ください。この通知書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

なお、本認定に係る申請において、復職や新規就労を前提としていた場合は、復職・就労後に在職証明書等の提出が必要です。本市担当課がご連絡する期限までに必ずご提出ください。

(1) 本認定の有効期間

本認定には有効期間があり、上記通知書に記載されます。有効期間の満了日までに、本認定の更新・変更の申請をしていない場合、満了日後の利用は本給付の対象となりません。有効期間の満了後も引き続き本給付を受けるためには、満了日までに更新・変更の申請を行うことが必要です。

保育が必要な事由	本認定の有効期間
就労、疾病・障がい 介護・看護、災害復旧	子どもが満3歳に達した日の属する年度（以下「満3歳到達年度」という。）の3月31日まで
妊娠・出産（産前産後）	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで （満3歳到達年度の3月31日までの方が短い場合は、その期間） （原則として出産予定日の8週（多胎妊娠14週）前から）
求職活動	有効期間の開始日から起算して90日を経過する日の月末まで （満3歳到達年度の3月31日までの方が短い場合は、その期間）
就学	保護者の卒業・修了予定日の月末まで （満3歳到達年度の3月31日までの方が短い場合は、その期間）
その他	市長が必要と認める期間

(2) 本認定の内容の変更に係る届出

本認定を受けた後に世帯状況に次のような変更があった場合は、本認定の内容の変更を届け出ていただく必要があります。変更の届出の際も、大阪市行政オンラインシステムをご利用ください。

▷ 子ども・保護者の氏名や住所の変更
▷ 保護者の就職（転職を含む）・離職・出産等の「保育の必要性」に係る状況の変更 注）就職・転職の場合は、新しい就労先の就労証明書の提出が必要です。
▷ 市町村民税非課税世帯への変更、生活保護の受給開始
▷ 利用先の企保施設の変更、企保施設の利用終了

(3) 本認定の取消し

「保育の必要性」の喪失など本認定の要件を満たさなくなった場合も届出が必要ですが、その場合、要件を満たさなくなった時点から本認定は取消しとなります。企保施設の利用を終了したときや、30日以上連続して利用のないときなども取消しの対象です。また、届出がない場合であっても、本市が取消事由を確認したときは本認定は取消しとなります。

本認定が取消しとなっても、企保施設の利用は継続できますが、支払った保育料に対する本給付は受けることができなくなります。また、本認定の有効期間の満了日までに更新・申請の手続をしなかった場合は、新規に本認定の申請手続をしていただく必要があります。

(4) その他

- ・本認定の要件が継続しているかを確認するために、毎年5月ごろに現況届をご提出いただきます。現況届の提出がない場合は本認定の取消しの対象となりますので、ご注意ください。
- ・本事業では、本認定及び本給付の適正な管理及び保護者の負担軽減のため、保護者の同意のもと、大阪市こども青少年局と利用先企保施設の間で本認定・利用状況に係る一定の情報を共有します。
- ・保護者の育児休業期間中は、育児休業の対象の子ども以外の子どもについても家庭保育が困難とは認められませんが、子どもが企保施設を利用中であって、子どもの環境の変化に配慮する必要性が認められる場合は、同じ企保施設を継続利用する場合に限り本給付の対象となります。これに該当するときは、保育事由を「育児休業」に変更する届出（復職予定証明書を添付）が必要です。
- ・なお、育児休業の際の本認定の有効期間の取扱い等は、要綱にてご確認ください。

8 利用者負担額（保育料）の給付手続

企保施設に保育料（行事費や用具代等の実費負担や延長保育料等は本給付の対象外）を支払った保護者からの請求により、支払済保育料に対して給付します。

なお、請求手続についても大阪市行政オンラインシステムをご利用いただきますが、本認定の申請の際に登録されたメールアドレスあてに手続案内についてあらかじめご連絡します。

【令和8年度利用分の給付スケジュール】（令和8年9月～令和9年3月の利用分が対象）

手 続 の 種 別	時 期 の 目 安
① 請求手続のご案内（担当課 ⇒ 保護者）	令和9年2月末まで
② 請求書等の準備・提出（保護者 ⇒ 担当課）	令和9年4月上旬まで
③ 指定口座への振込み（担当課 ⇒ 保護者）	令和9年5月末まで

※ 請求書等の提出が期限に遅れても給付は行います。ただし、令和9年6月以降になります。

9 お問合せ先

- ▷ 大阪市 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 幼保利用グループ
- ▷ 電話：06-6208-8495 （FAX：06-6202-9050）